



長野県報

10月6日(月)
令和7年
(2025年)
第648号

目次

告示

令和6年能登半島地震に係る県税の申告、納付等の期限指定(税務課).....	1
長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の廃止(信州の木活用課).....	1
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の廃止(2件)(砂防課).....	2
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課).....	3
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	4

公告

土地改良区の定款変更の認可(2件)(農地整備課).....	6
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	6
土地改良区役員の就任の届出(農地整備課).....	6
開発行為に関する工事の完了(4件)(都市・まちづくり課).....	7
随意契約の相手方の決定(教育政策課).....	8



長野県告示第406号

長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)第11条第1項の規定により、令和6年1月25日付け長野県告示第53号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来する法人の県民税及び事業税並びに県たばこ税について、同月31日とします。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部守一

都道府県名	指定地域
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

税務課

長野県告示第407号

長野県林業・木材産業改善資金貸付規程(平成15年長野県告示第542号)は、令和7年10月6日限り、廃止し、この告示による廃止前の長野県林業・木材産業改善資金貸付規程の規定により現に貸し付けてある貸付金については、なお従前の例によります。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部守一

信州の木活用課

長野県告示第408号

中部地方整備局天竜川上流河川事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ測量による地形測量
- 作業期間
令和7年7月24日から令和8年3月6日まで
- 作業地域
上伊那郡飯島町

建設政策課

長野県告示第409号

大町市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 地図情報レベル1000写真地図作成
- 作業期間
令和7年8月1日から令和8年3月31日まで
- 作業地域
大町市

建設政策課

長野県告示第410号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、昭和48年長野県報第4718号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した次の区域を廃止します。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
湯原	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から9号までを順次結んだ線及び標柱9号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域	小県郡青木村	沓掛	湯原	415-イ	1号
				〃	416-1	2号
				〃	418	3号
				〃	421	4号
				〃	424	5号
				〃	425-1	6号
				〃	425-2	7号
				〃	326-5	8号
				〃	326-5	9号

砂防課

長野県告示第411号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、昭和57年長野県報第5639号で急傾斜地崩壊危険区域に指定した次の区域を廃止します。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
湯原 (追加)	昭和48年長野県告示第137号で指定した標柱3号から8号までを順次結んだ線、標柱3号と右に掲げる地番の土地に存する標柱10号から13号までを順次結んだ線及び標柱13号と8号を結んだ線に囲まれた区域	小県郡 青木村	沓掛	湯原 " " "	428-1 428-1 325 326-5	10号 11号 12号 13号

砂防課

長野県告示第412号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県上田建設事務所及び青木村役場に備え置きます。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
湯原	長野県小県郡青木村大字沓掛の区域内の土地のうち、次の1点から14点までを順次結んだ線及び1点と14点を結んだ線に囲まれた土地の区域	小県郡 青木村	沓掛		1点 北緯 36度21分00秒7361 東経 138度06分49秒6893 2点 北緯 36度21分00秒5811 東経 138度06分51秒2183 3点 北緯 36度20分58秒9767 東経 138度06分51秒2989 4点 北緯 36度20分57秒9851 東経 138度06分51秒8302 5点 北緯 36度20分57秒1523 東経 138度06分52秒7495 6点 北緯 36度20分55秒9740 東経 138度06分52秒7609 7点 北緯 36度20分54秒8991 東経 138度06分50秒2245 8点 北緯 36度20分52秒7209 東経 138度06分47秒5411 9点 北緯 36度20分52秒6049 東経 138度06分46秒2362 10点 北緯 36度20分53秒1520 東経 138度06分45秒7450 11点 北緯 36度20分54秒3398 東経 138度06分46秒6662 12点 北緯 36度20分56秒5047 東経 138度06分49秒3631 13点 北緯 36度20分57秒4539 東経 138度06分50秒1037 14点 北緯 36度20分59秒1494 東経 138度06分49秒3077

砂防課

長野県告示第413号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県長野建設事務所及び長野市役所に備え置きます。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	緯度及び経度
坂高木	長野県長野市大字桜及び大字上ヶ屋の区域内の土地のうち、次の1点から6点までを順次結んだ線及び1点と6点を結んだ線に囲まれた土地の区域	長野市	桜		1点 北緯 36度40分41秒1670 東経 138度08分58秒5970
			上ヶ屋		2点 北緯 36度40分40秒9077 東経 138度08分56秒0035
			〃		3点 北緯 36度40分43秒0458 東経 138度08分54秒7855
			〃		4点 北緯 36度40分45秒0846 東経 138度08分55秒0589
			〃		5点 北緯 36度40分45秒1608 東経 138度08分57秒1138
			桜		6点 北緯 36度40分44秒1842 東経 138度08分57秒6604

砂防課

長野県告示第414号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
竹の沢川

- 2 指定を解除する区域

岡谷市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県諏訪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第415号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和7年10月6日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定を解除する土砂災害特別警戒区域の名称
田代沢

- 2 指定を解除する区域

木曾郡上松町のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県木曾建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県安曇野建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月6日

長野県安曇野建設事務所長 林 春樹

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 403号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
安曇野市明科東川手12752番の4地先から 安曇野市明科東川手1691番の1地先まで	旧	m 6.1 ~ 10.3	km 0.3840
同 上	新	10.0 ~ 17.8	0.3840

道路管理課

長野県大町建設事務所告示第8号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和7年10月24日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和7年10月6日

長野県大町建設事務所長 柳 澤 豊 茂

- 1 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 白馬岳線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡白馬村大字北城9346番の9地先から 北安曇郡白馬村大字北城9342番の277地先まで	旧	m 4.2 ~ 12.1	km 1.1327
同 上	新	6.9 ~ 18.5	1.0974

- 2 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 上生坂信濃松川停車場線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
北安曇郡池田町大字会染1298番の4地先から 北安曇郡池田町大字会染2342番の2地先まで	旧	m 3.8 ~ 6.6	km 0.4527
同 上	新	9.3 ~ 10.8	0.4527

道路管理課